

政令第百九十四号

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する政令

内閣は、石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第二条第二号及び第四十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令（昭和五十一年政令第百九十二号）の一部を次のように改正する。

第三項中「平成三十年四月一日」を「平成三十一年四月一日」に改める。

別表第十三号(3)中「川田」を「竹ノ花、川田、岩下」に、「天神後、塚原」を「塚原、小藪、沼田、天神後」に改め、同表第五十四号(3)中「古市一丁目」の下に「及び臨海町」を加え、同表中第六十八号を削り、第六十七号を第六十八号とし、第六十六号を第六十七号とし、第六十五号の二を第六十六号とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(石油コンビナート等災害防止法施行令の一部改正)

3 石油コンビナート等災害防止法施行令(昭和五十一年政令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三第十地区の項中「、第六十八号」を削る。

## 理由

石油コンビナート等特別防災区域のうち、相浦地区についてその指定を解除するとともに、いわき地区及び周南地区について区域の拡張を行う等の必要があるからである。